

小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン

令和元年12月25日

四條畷市教育委員会

1 はじめに

子どもが心身ともに健やかに育つことはすべての人々の願いであり、子どもが安心、安全に成長できる環境を整えることは大人の責務と捉え、この度、本市小中学校における携帯電話等のガイドラインを策定しました。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話等」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン、タブレット端末や携帯ゲーム機等

2 本市の趣旨

児童生徒の学校における携帯電話等の取扱いに関しては、文部科学省初等中等教育局長による「学校における携帯電話の取扱い等について（平成21年1月30日付け）」を踏まえて、保護者、地域、関係機関等と協働により実態に即した対策を講じてきたところです。

また、昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることから、学校は、地域や関係機関等と連携し、安全確保に努めています。しかし、平成30年6月に大阪府北部地震が登校時間帯に発生し、登下校中の安全確保について新たな不安の声もいただいています。これを受けて31年3月に大阪府教育庁は、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を発表しました。これは、従来の携帯電話等の校内持込み禁止の方針を見直し、登下校時に限り、携帯電話等を所持できるよう「持込み禁止」を「一部解除」というものです。学校または市町村教育委員会には、このガイドライン等を参考に、原則、31（2019）年度中には、登下校時や校内での携帯電話等の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知することと示されました。

携帯電話等のGPS機能や通信機能は、防災、防犯の観点から有効な場合もありますが、同時に、登下校中及び校内での使用や管理等、多くの課題が存在するのも事実です。また、市内各校においては、従前より携帯電話等の学校持込みを原則禁止しており、特別な事情がある場合には保護者からの申請に基づき対応を行っております。

そこで、学校をはじめ、PTA、地域の方々と上記の内容について協議、検討を行い、本市のガイドラインを策定しました。趣旨としては、以下のとおりです。

- ① 携帯電話等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小中学校では、学校への児童生徒の携帯電話等の持込みは、原則禁止とすべきであること。
- ② 特別な事情があり、子どもに携帯電話等を持ち込ませたい場合は、保護者が学校に対し、その理由を申し出るとともに、「申請・同意確認書」の提出により許可を求めること。
- ③ 同意確認書のすべての内容を厳守することを条件に、持込みを認められる場合があること。

なお、登下校中の安心安全につきまして、市教育委員会では、通学路における安全対策や「見守りサービス（OTTADE!）」も実施しております。

学校は、登下校時や災害時の対応について、これまでの取組みをより良いものとするため、避難訓練や引渡し訓練など継続的に取り組んでいきます。

3 子どもに携帯電話等を持たせる保護者の責任について

子どもに携帯電話等を持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って保護者が判断するものです。また、子どもに携帯電話等を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

子どもとルールを確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、安全確保や適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

4 保護者の皆様へ

*** 携帯電話等の学校への持込みは禁止です。特別な事情があり、学校に「申請・同意確認書」を提出し、許可された場合は、以下のことを守ってください。**

- (1) 携帯電話等を登下校中に持つ目的は、防災、防犯に限定する。
- (2) 登下校中は、携帯電話等はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話等を使わない。
- (3) 校内では、携帯電話等の電源を切って、所定の場所で保管し、学校の指示があるとき以外は、決して出さない、使わない。
- (4) 子どもが、ルールに従わなかった場合は、学校が携帯電話等を預かって保護者に直接返却し、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等、学校の指導に従う。
- (5) 保護者は、災害時以外で子どもの携帯電話等への連絡はしない。
- (6) 適切な使用や管理について、ガイドラインの内容を遵守する。
- (7) フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫やパスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐようにする。
- (8) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っておく。
- (9) 破損、盗難、紛失、個人情報の漏洩等については、保護者の責任とし、学校に一切の責任を求めない。

*** 子どもに携帯電話等を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束してください。**

1 携帯電話等の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分をめやすとする。
また、小学生は午後 9 時、中学生は午後 10 時までには携帯電話等の使用をやめる。（「10 まで運動」より）
- (2) 自分や他人の画像、映像、個人情報を安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品の申込み等をしない。
- (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (6) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (7) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
※ これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

2 携帯電話等の管理及び責任について

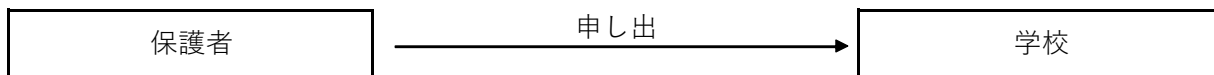
- (1) 子どもに携帯電話等をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話等にはフィルタリングや使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話等の設定を見直す。
- (3) 携帯電話等の適切な使い方や危険性について、学校や地域の講演会等への参加、学校のお知らせ等から積極的に理解を深め、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等、工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、学校と連携して適切に対応する。

3 その他

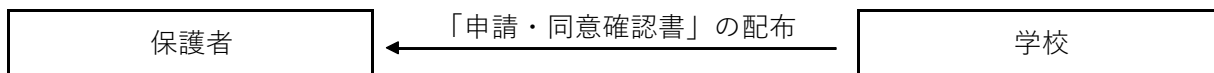
登下校中の安心安全につきましては、保護者の皆様も、通学路、ハザードマップの確認や、災害時の約束を決めていただきますようお願いいたします。また、学校のメール配信サービス、大阪府警察による安まちメールの登録をお願いします。

* 携帯電話等の持込み申請の流れ（原則禁止、特別な事情がある場合のみ）

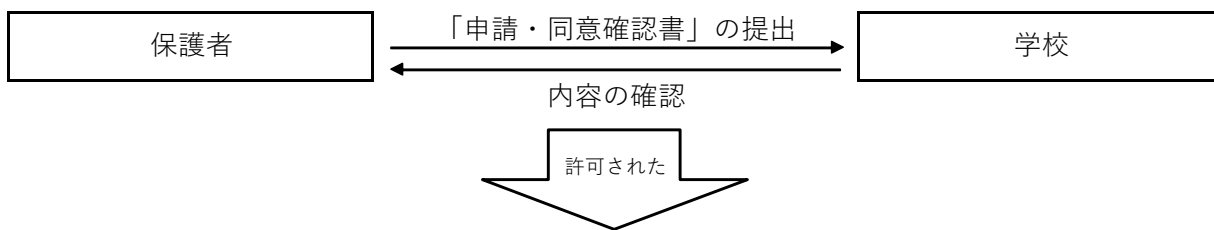
- ① 保護者より学校あてに「申請・同意確認書」の配布を申し出る。



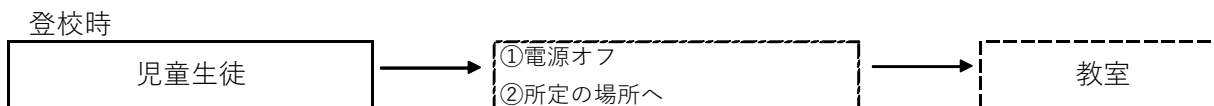
- ② 学校より保護者あてに「申請・同意確認書」を配布する。



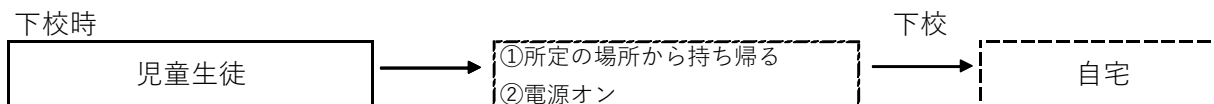
- ③ 保護者より学校あてに「申請・同意確認書」を提出し、学校は内容を確認する。



- ④ 学校に持ち込んだ携帯電話等は、所定の保管場所で保管する。



- ⑤ 下校時には、所定の保管場所から持ち帰る。



※ **持込み許可は、毎年度末まで**です。年度ごとに①～③の手続きをお願いします。また、持込みの必要がなくなった際には、速やかに学校へご連絡ください。

5 児童生徒の皆様へ

*** 携帯電話等の学校への持込みは禁止です。**

特別な事情があり、学校と保護者が許可した場合は以下のルールを守らなければなりません。

- (1) 登下校中は、携帯電話等をなくさないよう、かばんの中に入れます。
- (2) 登校後すぐ携帯電話等電源を切って、決められた場所で保管します。
- (3) 学校のなかでは、携帯電話等を使ってはいけません。
- (4) もしルールに従わなかった場合は、先生が預かり、保護者に直接返却します。

*** 携帯電話等を持つ場合は、以下に注意して正しく使いましょう。**

1 自分のことについて

- (1) 家で使う時間は、平日は 30 分、休日でも 60 分以内にします。
また、小学生は午後 9 時、中学生は午後 10 時までに携帯電話等の使用をやめましょう。（「10 まで運動」）
- (2) 自分や友だちの写真、映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（ソーシャル・ネットワーキングサービスの略。インターネットを利用して社会的ネットワークを構築するサービス）にのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNS などインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。

2 友だちのことについて

- (1) どんな時でも、誰に対しても、SNS やメールに人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。写真や動画なども同じです。
- (2) SNS のグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。
- (3) SNS やメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。
- (4) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

3 その他の注意点

- (1) 携帯電話等を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者と必ず相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話等には必ずフィルタリングや使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方しているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話等にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などで携帯電話等の良いところや、注意しないといけないところを知り、正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話等を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

※ これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合っルールを決めます。

6 学校での指導について

情報化社会が益々進展するなか、携帯電話等は子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめやトラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加傾向にあります。大阪府公立中学校長会の行った調査のまとめにも、子どもたちや保護者に携帯電話等の使用に関する危険性やルールを、指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると示されています。

このことから、学校は、すべての児童生徒に対し、携帯電話等の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、さらにはより良い人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。

本ガイドラインを本市域内の統ルールとし、今後、情報化社会のなかで、本市の子どもたちが携帯電話等とうまくつきあい、安心安全に、また、健やかに成長できる環境をつくっていきます。

(1) 学校における情報モラル教育の取組み

学校への携帯電話等の持込みの禁止や使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法行為や有害情報から守ることはできないことから、情報モラル教育の充実に取り組みます。

(2) 「ネット上のいじめ」等に関する取組みの徹底について

上記の情報モラル教育の充実とともに、「いじめ防止基本方針」を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組みの更なる徹底を進めていきます。

(3) 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われておる現況下にあって、学校だけでなく、家庭や地域における取組みも重要です。

学校は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者をはじめとする関係者に対し説明の機会をつくります。加えて、「10まで運動」をはじめとして、携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発、家庭におけるルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めます。

7 教職員の皆様へ

* ガイドラインの趣旨、内容をご理解のうえ、適切な使用に関する指導等をお願いします。

1 適切な使い方の指導について

学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者、被害者にならないよう、携帯電話等やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行います。併せて、ルールの必要性について理解させます。（別添資料「指導例」参照）

<学校で指導すべき危険・トラブルの例>

- (1) 長時間の使用によるネット依存やそれに伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、「ながらスマホ」による危険について
 - (2) SNS 等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
 - (3) 画像、映像、その他個人情報の流出や拡散について
 - (4) 個人への不適切な画像、映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
 - (5) 違法行為や社会で許されない行為の SNS 等への投稿によるネットでの炎上について
 - (6) オンラインゲーム等での高額課金について
 - (7) SNS 上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
 - (8) その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、いわゆる JK ビジネスや違法なダウンロード等）について
- ◆児童生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、携帯電話等を所持しているか否かに関わらず、すべての児童生徒に対して指導を行うこと。
 - ◆携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、「いじめ対応プログラム（1、2 および実践事例集）」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁）や「平成 30 年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書 & 適切なネット利用のための事例・教材集」（大阪府青少年課）等も活用すること。
 - ◆児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話等の適切な使用を理解させるうえで必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) 携帯電話等に関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請、協力して指導を行います。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さなという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応をもって、課題解決と再発防止に努めます。
- (2) 携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や学校のいじめ防止基本方針等を踏まえ、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的な対応にあたります。

3 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、携帯電話等に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、教職員研修を開催し、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行います。
- (2) 学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、学校で行った指導内容等について、情報提供や啓発に積極的に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等も児童生徒や保護者あて、情報提供を行います。

参考 1 ネットいじめやトラブルの相談機関の例

- ・ すこやか教育相談（大阪府教育センター）
- ・ 子ども家庭相談室（受付時間 月・火・木曜日 10：00～20：00）
- ・ 大阪府警察（緊急時は 110 番、または最寄りの警察署へ）
- ・ 子どもの人権 110 番（大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会） 等
（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」・「平成 30 年度大阪の子どもを守るネット対策事業
事業報告書 & 適切なネット利用のための事例・教材集」等を参照）

参考 2 携帯電話の設定等にかかわる指導や情報提供の例

- ・ 警察等の関係機関や公的機関、携帯キャリア会社、インターネット関連企業等の専門家を外部講師に迎え、保護者対象の講座を開催し、フィルタリングの重要性とその設定方法について講義を行う。
- ・ 外部講師を迎え、児童生徒対象の講座を開催し、児童生徒にも携帯電話を持参させて、その場で、携帯電話やアプリの設定等を行う。
- ・ 携帯キャリア会社等と連携し、学校行事等とあわせて携帯電話安全相談会を実施する。
- ・ 学校通信等に掲載し、ネットトラブル等の相談窓口の一覧を、すべての家庭に配布、周知する。
- ・ 学校が保護者からの相談を受けた際、相談窓口を紹介する。 等
（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」参照）

四條畷市立〇〇〇学校における携帯電話等の取扱いに関する申請・同意確認書の提出について

平素は、本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」を策定し、市ホームページに掲載させていただきました。つきましては、本ガイドラインの趣旨や内容にご理解のうえ、各家庭におかれまして、携帯電話等の適切な使い方に関し、お子様とご確認いただきますようお願い申し上げます。

保護者の責任のもと、登下校中のお子様に携帯電話等を所持させたい場合は、本申請・同意確認書に必要事項を記入して、学校長あてご提出ください。

四條畷市立〇〇〇学校長 宛

四條畷市立〇〇〇学校における携帯電話等の取扱いに関する申請・同意確認書

(申請理由：) のため、登下校中の子どもに携帯電話等を所持させたく申請するとともに、次のすべての事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと学校へ持込ませたく同意確認書を提出します。

申請期間 年 月 日 ~ 令和2年3月31日

※「申請・同意確認書」は年度ごとに提出願います。

※ 確認事項を読み、同意できる項目のすべてにチェック (✓) をお願いします。

確認事項		保護者 ✓	児童生徒 ✓
1	携帯電話等を登下校中に持つ目的は、防災、防犯に限定します。		
2	登下校中は、携帯電話等はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話等を使いません。		
3	校内では、携帯電話等の電源を切って、所定の場所で保管し、学校の指示があるとき以外は、決して出しません、使いません。		
4	所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話等を預かって保護者に直接返却し、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
5	保護者は、災害時以外で子どもの携帯電話等への連絡はしません。		
6	適切な使用や管理について、ガイドラインの内容を遵守します。		
7	フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫やパスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐようにします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	破損、盗難、紛失、個人情報の漏洩等については、保護者の責任とし、学校に一切の責任を求めません。		

年 組 番

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印